

中学校における 部活動指導指針

改訂 令和6年 4月

高 砂 市 教 育 委 員 会

<目 次>

はじめに		1
第1章 学校教育としての部活動		
1 部活動の学校教育上の位置づけ		2
2 部活動の教育的意義とは		
第2章 適切な運営・管理のための体制整備		
1 顧問の役割		3
2 活動計画・実績報告		
(1) 学校組織全体での運営や指導目標、方針の作成と共有		
(2) 生徒の主体性を尊重した活動の目標・指導の方針と活動計画の作成		
(3) 年間を通したバランスのとれた活動への配慮		
3 年間の活動の振り返りと次年度への反映		4
4 外部指導者等の協力確保、連携		
5 保護者との連絡・連携・調整		
(1) 保護者との連携		
(2) 保護者会との関わり		
6 必要な経費の取り扱い		5
7 顧問が懲戒処分等を受けた場合の取り扱い		6
第3章 適切な指導の実施		
1 健康管理		7
(1) 健康診断結果の活用と生徒の身体的情報の共有		
(2) 疾病のある生徒の医学的観点からの情報収集		
(3) 日常の健康管理のあり方		
2 安全指導		
(1) 事故防止、安全確保に注意した指導		
(2) 活動場所・用具の安全管理		8
(3) 部活動中における生徒の把握		
(4) 生徒の自主的な安全意識の育成		
(5) 部活動中の応急手当		
(6) 応急手当の仕方		9
(7) 学校と病院との連携		1 2
(8) 校内緊急体制の確立		
(9) 感染症予防		1 3

3	体罰のない部活動	
(1)	体罰の定義	
(2)	体罰の禁止	…… 1 4
(3)	体罰のもたらす影響	
(4)	指導者の自己点検	
(5)	体罰のない組織づくり	
(6)	肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許され ない指導との区別	…… 1 5
4	その他の不祥事の防止	
(1)	わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ） の防止	
(2)	わいせつ行為やセクハラ行為防止のポイント	
5	実際の活動での効果的な指導に向けて	…… 1 6
(1)	生徒への説明と理解に基づく指導の実施	
(2)	生徒の心理面を考慮した肯定的な指導	
(3)	生徒の細かい状況の把握、適切なフォローを加えた指導	
(4)	上級生と下級生、生徒間の人間形成、リーダー育成等の 集団づくり	
6	対外試合等への参加	…… 1 7
(1)	対外試合の意味	
(2)	対外試合における留意点	
7	生徒に過度な負担をかけないために	…… 1 8
(1)	科学的な指導内容・方法を積極的に取り入れる	
(2)	学校内外で、指導力向上のための研修や研究を行い、 継続的に資質能力の向上を図る	
8	適切な休養日等の設定	…… 1 9

はじめに

心身の成長の過程にある青少年期において、生徒が自分の興味や関心に応じ、自主的・自発的に活動し、それぞれの個性や能力を伸長したり、仲間と励ましあったり協力したりする中で、社会性や人間性を育むことは重要であると考えます。学校教育の一環として行われる部活動は、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培う教育活動として重要な役割を果たしています。

高砂市においても各学校の実情に応じた部活動が行われ、運動部活動では、生徒がスポーツに、文化部活動では、文化や科学等に親しむ身近な活動として大きく貢献してきました。しかしながら、生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少、専門的な指導力を持った顧問の不足、生徒のニーズや保護者の要望への対応など部活動が抱える課題も少なくありません。さらに、学校における働き方改革の観点から、部活動が教員の長時間労働の要因となっていることや指導経験の少ない教師にとって大きな負担となっていることなどが問題となっています。一方、生徒のなかには長時間の活動により健康を害したり、学業との両立に悩んだりする例も見られるなど、様々な課題が指摘されています。

このような中、これからの現状を踏まえて、国ではスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。また、兵庫県教育委員会から「いきいき運動部活動」（４訂版）や「文化部活動の在り方に関する方針」が示されました。

本市においても、平成３０年１２月に「中学校における部活動指導指針」（改訂版）を策定し、望ましい部活動の在り方を明確にし、生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動について示しています。

各学校でこの指導指針を活用していただき、部活動（運動部・文化部）が適切に運営され、さらに充実することを期待しています。

第1章 学校教育としての部活動

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成するとともに、仲間や教師等との密接なふれあいの場として、大きな意義を有するものです。実際、多くの生徒や保護者、教師等が部活動の意義や必要性を高く評価しています。

1 部活動の学校教育上の位置づけ

部活動とは、平成29年3月告示の中学校新学習指導要領の総則に、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と明確に示されています。

部活動の指導について、その効果を上げるためには、学校の実態に応じて、指導体制の工夫改善に努める等、学校全体で組織的に進めていく必要があります。

2 部活動の教育的意義とは

部活動は、学校の授業や学校行事等では得られない貴重な経験ができる場です。部活動に参加することで、目的意識をもって充実した学校生活を送るとともに、多くの仲間との協同活動を通して社会性や公共心を育むことができます。

また、部活動は生徒が自発的、自主的に活動を組織し、展開することによって一つの本質を有しており、部活動を指導するには、個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いに応えられるよう指導に努めていくことが求められます。

<部活動の教育的意義>

- | | |
|-----------------|--------------|
| ■体力の向上と健康の増進 | ■心身の健全育成 |
| ■技術・技能の伸長 | ■好ましい人間関係の形成 |
| ■学習意欲の向上 | ■責任感・連帯感の涵養 |
| ■適性・興味・関心の追求 | ■生涯学習の基礎づくり |
| ■所属意識や愛校心の涵養 | ■豊かな人間性の育成 |
| ■明るく充実した学校生活の展開 | 等 |

第2章 適切な運営・管理のための体制整備

1 顧問の役割

部の運営や安全管理、生徒の指導等、多岐にわたる役割があります。指導方針や目標を明確にし、達成のために生徒を支援しなければなりません。また、顧問は複数配置することが望ましく、保護者や地域との連携を図る等、生徒の活動がより充実するよう努めることが求められます。

2 活動計画・実績報告

(1) 学校組織全体での運営や指導目標、方針の作成と共有

- 校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で部活動の運営や指導の目標・方針を検討・作成する。
- 日常の運営・指導において、必要な場合には校長が指示をしたり、顧問教師間で意見交換、指導内容や方法の研究、情報の共有を図っていく。
- 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得る。

(2) 生徒の主体性を尊重した活動の目標・指導の方針と活動計画の作成

- 部活動顧問教師は、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討・設定することが大切である。この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針設定をする。
- 部活動顧問教師は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

- 目標の達成に向けて、長期的な見通しを立て、各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成し、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得る。

（３）年間を通したバランスのとれた活動への配慮

- 一年間を試合期（コンクール期）、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立て、参加する大会、コンクール、練習試合を精選する。

３ 年間の活動の振り返りと次年度への反映

目標を生徒に示して共通理解を図りながら、具体的な活動を行い、成果を検証していくPDCAサイクルによる活動が望まれる。

４ 外部指導者等の協力確保、連携

顧問の状況や生徒のニーズ等によっては、当該種目の技術的な指導を優れた指導力を有する外部指導者が中心となることが効果的である場合も考えられる。また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター等の協力、連携を得ることも有意義である。

５ 保護者との連絡・連携・調整

（１）保護者との連携

保護者が、部活動に寄せる期待には大きなものがある。また、部活動は学校教育の一環として行われており、教科指導や学校行事等と同様に、保護者の理解を得ることは大切である。活動にかかる費用や、健康、栄養等の面からも、保護者の援助、協力が不可欠となる。そのため、日頃から保護者との信頼関係を築き、生活の活動が充実したものになるよう配慮が必要である。

（２）保護者会との関わり

保護者会等による部活動への支援は、部活動の充実のためには効果的であり、大変ありがたいものである。

6 必要な経費の取り扱い

(1) 適正な会計処理

部活動の経費にはさまざまな財源から支給されるものがあり、その目的も選手旅費、用具購入費など、一定の目的をもって支給あるいは徴収されます。したがって、その都度精算していくことが必要で、残金を他の目的の経費に充てることは、会計が不明確になるため適切ではありません。そのために、高砂市公金・学校徴収取扱マニュアルを参考に適正な会計処理ができるように体制を整える。

(2) 経費の保管等

現金を取り扱う場合は、金庫で保管し、会計報告が必要な経費については通帳を作成して金融機関に入金することとする。また、業者等への支払いは可能な限り口座を利用し、現金を取り扱う場合は、現金として手元に置いておく期間が短くなるようにする。

(3) 会計報告

生徒（保護者）から部費として徴収する場合は、会計報告が必要です。その際、入金から通帳と印鑑の保管、出金、支払い、会計報告の作成まで、高砂市公金・学校徴収取扱マニュアルを参考にするなど、不正が起こらないような仕組みを作ることが大切です。その際、会計担当者及び監査として保護者に協力を求めることも有効です。

(4) 個人負担の軽減

ユニフォームやチームウェア等の個人負担の経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するように配慮するとともに、その必要性や明細を説明し、保護者の理解を得る必要があります。

7 顧問が懲戒処分等を受けた場合の取り扱い

部活動は教育活動の一環として行われるものであり、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態の十分な把握や児童生徒理解に基づく望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

また、管理職は、顧問の指導を適宜把握し、教育活動として適切な指導が行われていることを監督することが求められます。

- 体罰、セクシャルハラスメント、経理事務の不適正な処理等を行い、懲戒処分を受けた教職員には、部活動の指導を行わせない。また、訓告、厳重注意を受けた教職員は、一定期間、部活動の指導を行わせない。
- 体罰、セクシャルハラスメント、経理事務の不適正な処理等で処分を受けた教職員には、再発防止の観点から高砂市教育委員会の指定した研修の受講を義務付ける。

第3章 適切な指導の実施

1 健康管理

(1) 健康診断結果の活用と生徒の身体的情報の共有

年度当初に実施される生徒の健康診断の結果については、全職員で情報の共有を図る必要があります。特に部活動顧問教師は、担当する部の部員全員の詳細な情報を入手し、個人の能力と健康面を考えた無理のない練習メニューを考える必要があります。

(2) 疾病のある生徒の医学的観点からの情報収集

顧問教師は、自ら担当する部活動の生徒に疾病がある場合、その詳細な情報を保護者等から入手し、部活動の指導に最大限生かしていくことが大切です。また、必要に応じて、その生徒の主治医等とも連絡を取り、情報を交換するなど細かい配慮が必要です。

(3) 日常の健康管理のあり方

顧問教師は、次のような点に留意し、生徒に自己の体調管理に努めるよう日頃から指導する必要があります。

- ☐ 体温、脈拍等の状態について
- ☐ 食欲の減退等について
- ☐ 体重の増減について
- ☐ 便・尿の状態について
- ☐ 睡眠時間とその深浅について

2 安全指導

(1) 事故防止、安全確保に注意した指導

- けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するため、学校全体としての万全の体制をつくる。
- 計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況を把握し、無理のない練習となるよう留意する。

- 生徒の体調の確認、関係施設・設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備しておく。

(2) 活動場所・用具の安全管理

顧問教師は、施設・用具の安全点検を定期的に行い、異常を発見した場合は直ちに修繕し、また、修繕が遅れるときには使用中止とするなどの配慮が必要です。そして、生徒にも活動の始めと終わりの点検、用具の手入れを習慣づけることも大切です。

(3) 部活動中における生徒の把握

顧問教師は、活動している生徒の状態（特質・体力・技術・健康状態・精神状態等）を常に観察し、異常を見落とさないよう注意深く見守る必要があります。異常を発見した場合は、活動を中止させ、場合によっては医師の診察を受けさせるなどの適切な対応をすることが大切です。

(4) 生徒の自主的な安全意識の育成

顧問教師は、いつでも生徒が体調不良を訴えられる柔軟な関係をつくるとともに、以下の点に留意し、生徒の自主的な安全意識を育てることが必要です。

- ☐ 相手を尊重し、ルールを尊重する態度を育成する
- ☐ 施設・用具の正しい使い方、維持管理のしかたを指導する
- ☐ 日頃より自分の身体の観察を行う習慣を身に付けさせる

(5) 部活動中の応急手当

応急手当とは、事故発生時に医師に患者を診察してもらうまでの間に、事故現場に直面した人がほどこすものです。そのためには次のことに留意し、顧問教師をはじめ、部員の生徒全員がその技術を身に付けるよう努力する必要があります。

- ☐ 患者の苦痛をやわらげる
- ☐ 患部を悪化させない
- ☐ 医師の治療がしやすいようにしておく

(6) 応急手当の仕方

① R I C E

捻挫、打撲、肉離れなどのほとんどのスポーツ外傷に有効である。
Rest (安静)、Ice (氷冷)、Compression (圧迫)、Elevation (挙上) の
頭文字をとってR I C Eという。

Rest (安静) : 患部を安静にし、それ以上に損傷を悪化させないようにする

Ice (氷冷) : 冷やすことで出血を最小限にし、早く治るようにする

Compression (圧迫) : 圧迫することにより出血を少なくし腫れを防ぐ

Elevation (挙上) : 患部を心臓より高くしておくことで腫れを予防する

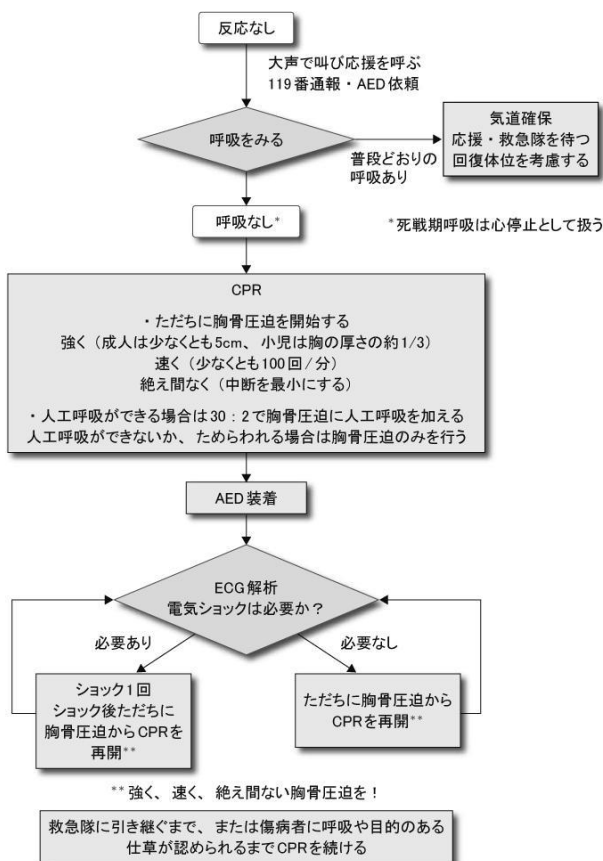
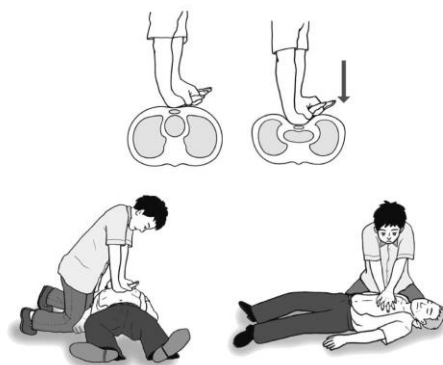
② 傷の処置

出血の激しい時は、ハンカチなどで傷そのものを圧迫して止血する。
出血が軽度の場合には、まず水道水で傷をよく洗い、泥・小石などを取
り除き、その後ガーゼやタオルで圧迫して血を止める。傷に軟膏を塗る
と傷の治りが悪くなることもある。

③ 救命処置の流れ (心肺蘇生とAEDの使用)

部活動中に意識障害で倒
れ、呼吸や心臓が停止するよ
うな緊急事態が発生すること
がある。

心停止が確認されたら、た
だちに胸骨圧迫を開始しま
す。1分間に少なくとも10
0回、可能な限り中断せず行
う。



その後気道確保して、人工呼吸を2度行う。



AEDが到着したら電源を入れ、その後はAEDの音声メッセージとランプの指示に従って操作する。救急隊員などの熟練した救助者に引き継ぐまで、心肺蘇生とAEDの手順をあきらめずに繰り返す。

④ 熱中症事故の防止について

- ☐ 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防サイトの暑さ指数などの情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
 - ・気象庁における気温（高温注意報等）
 - ・環境省熱中症予防サイト上の暑さ指数（WBGT）
 - ・日本気象協会の暑さ指数（WBGT）
 - ・中学校に配置している「熱中症指数計」の数値に留意し、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を行う。
- ☐ 活動前、活動中、活動後に水分や塩分をこまめに補給し、休憩を取るとともに生徒への健康観察、健康管理を徹底する。
- ☐ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施する。
- ☐ 熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内、屋外を問わず発生しており、気温が25～30℃でも湿度等の条件により発生していることに留意する。

熱中症予防の原則

1. 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にるようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1～0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかわかる。体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2. 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないため、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

3. 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4. 服装に気をつけること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

5. 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

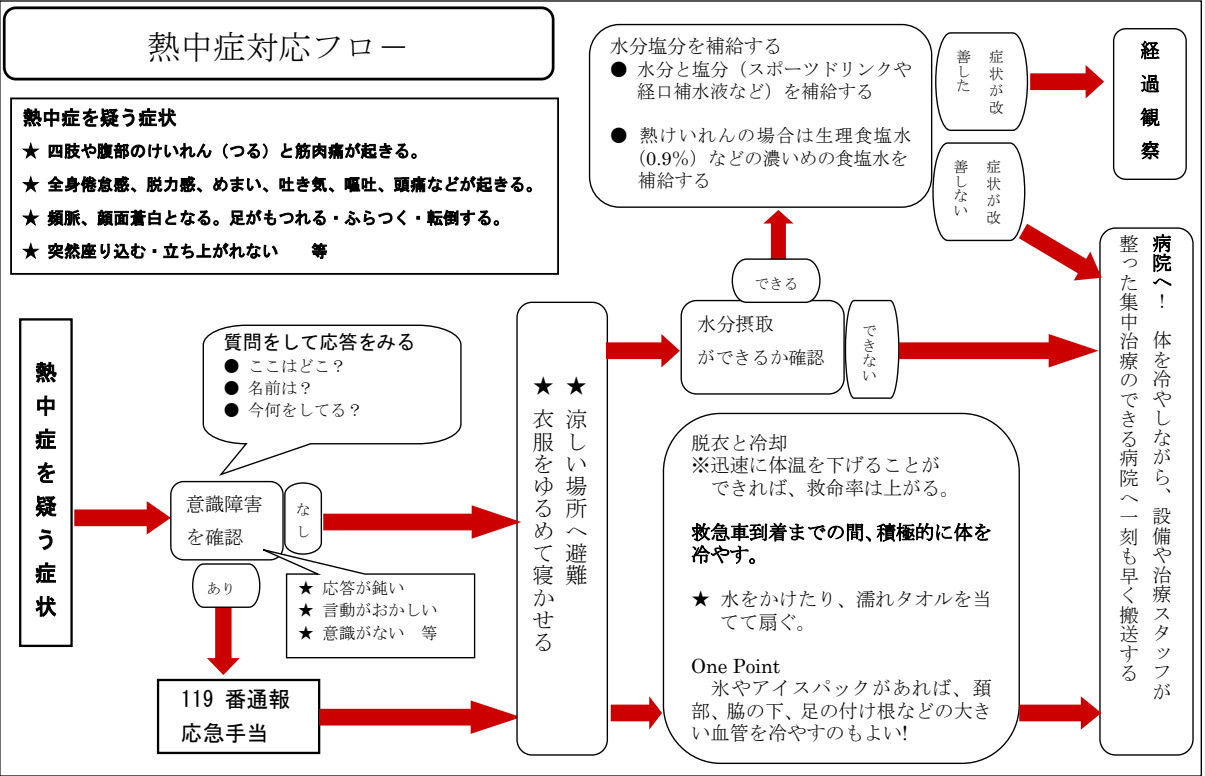
WBGT【湿球黒球温度】とは、温度環境を評価する指標

WBGTは暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標(計算方法)

- 屋外で日射のある場合
- $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$
- ※現在、WBGTを簡便に測定できる指標計があります。
- 室内で日射のない場合
- $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

WBGT(℃)	湿球温度(℃)	乾球温度(℃)	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35		
△	△	△	厳重警戒(激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
28	24	31		
△	△	△	警戒(積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25	21	28		
△	△	△	注意(積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24		
△	△	△	ほぼ安全(適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。
2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい条件の運動指針を適用する。
※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会)平成25年4月改訂」



出典 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ事故防止ハンドブック」

⑤ 落雷事故の防止について

- ☐ 雷鳴を聞いたら、速やかに屋内や自動車の中へ避難する。
- ☐ 樹木に近づかない。
- ☐ できるだけ姿勢を低くする。
- ☐ 自転車は、すぐに降りて安全な場所へ避難する。

⑥ 竜巻等による激しい突風事故の防止について

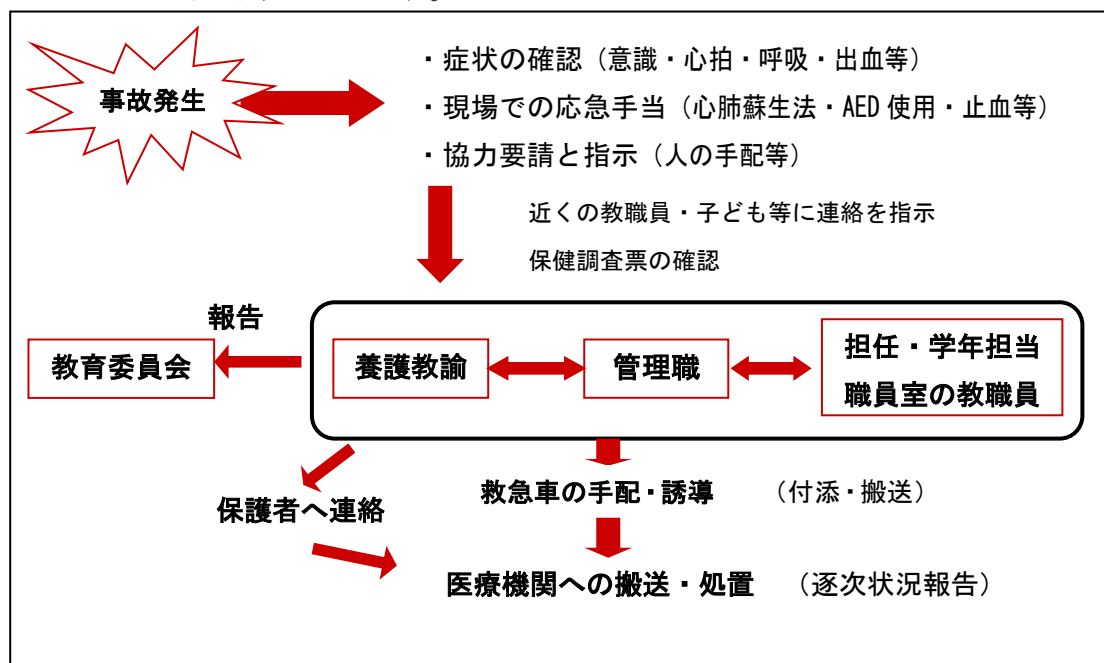
- ☐ 校舎等頑丈な建物内に速やかに避難する。
- ☐ 窓やカーテンを閉めて窓から離れる。
- ☐ 電柱や樹木には近寄らない。
- ☐ 物置やプレハブには避難しない。

(7) 学校と病院との連携

事故が起こったとき、最も頼りになるのが医師であり、病院です。学校医等と日頃から連絡を取り合い、つながりをもっていることが大切です。

(8) 校内緊急体制の確立

各学校は、万一のけがや事故発生に備えて、緊急体制を確立しておく必要があります。また校内研修会等で「学校危機対応ハンドブック」等を活用して、全職員に対し対応方法の周知徹底を図り、機能する体制にしておく必要があります。



(9) 感染症予防

感染症流行時の部活動の実施に当たっては学校長の責任のもと慎重に判断するものとする。

- ① 顧問は、生徒の体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するように指導すること。
- ② 基本的な感染症対策(手洗い・手指消毒・咳エチケット)を徹底する。
- ③ 室内の活動時は、密閉空間とならないよう適度に換気を行う。
- ④ 対外試合(公式戦、練習試合)や合同練習への参加については、感染症の流行状況を見て、慎重に判断すること。感染拡大状況によっては計画を変更すること。

3 体罰のない部活動

(1) 体罰の定義

学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰にあたるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の様態等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する」とされています。

（２）体罰の禁止

人間尊重の精神を基盤とする今日の学校教育において、体罰は絶対許されないものであると認識されています。部活動においても、こうした認識に立ち、「No 体罰、部活動」の実践に取り組むことは不可欠です。

体罰は学校教育法 11 条において「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と明確に禁止されています。必要性が判断されるのは「懲戒」であり、体罰については一切認められていません。

（３）体罰のもたらす影響

部活動を含めた教育は教師と生徒の信頼関係を基礎として成立しています。体罰はこの信頼関係を力によって壊すものです。生徒にとっても肉体的、精神的苦痛を伴い、学校嫌い、学習意欲の減退を招いたり、正義感や道徳意識の低下を招いたり、主体性・創造性の発達が阻害されたりする等、計り知れないほど大きな影響をもたらすものです。

（４）指導者の自己点検

指導者は自分本位の指導観や画一的な指導に陥っていないか、冷静な態度で指導ができているかを常に点検する必要があります。「自分がこんなに情熱を注いでいるのに、生徒にはなかなかその気持ちが伝わらない」という苛立ちを感じることがあります。しかし、中には指導者の気持ちをよく理解していても、素直に態度に表せない生徒もいます。指導者は必要に応じて毅然とした態度で指導する一方、生徒の心情を教育的愛情で、大きく受け止めていかなければなりません。

（５）体罰のない組織づくり

指導者間の報告・連絡・相談の体制を整え、学校全体としての足並みをそろえていく必要があります。学校として「体罰の否定」について保護者等に明確に表明するとともに、研修会等を定期的に行い指導者相互が協力できる指導体制をつくり上げていく必要があります。

また、生徒数や顧問の年齢、生徒のニーズや保護者の願い等の状況も変化しています。必要に応じて部活動のあり方を検討・見直しができる柔軟性が必要です。

(6) 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導との区別

- 指導と称して、殴る・蹴ること等の体罰は禁止されており、許されない。
- 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。
- 部活動指導において、体罰等を「厳しい指導」として正当化することは、決して許されない。

4 その他の不祥事の防止

(1) わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の防止

- ◎わいせつ行為やセクハラ行為は、「免職」等厳しく処分されます。
 - 生徒を指導する立場にある教員として、最も恥ずべき行為である。
 - 市民からの信用を失墜する行為として、厳しく処分される。
 - 懲戒免職になると、教員免許は失効する。

◎セクハラ行為は重大な人権侵害です。

- 相手の嫌がる言動をしていないか、勝手な思い込みはないか、軽率な言動をしていないか、十分注意が必要である（身体や容姿、プライベートに関すること等）。
- 生徒に対し、指導的な立場にあることを自覚し、その立場を不当に利用しない。

(2) わいせつ行為やセクハラ行為防止のポイント

- 生徒を個人として尊重する。
- 相手の立場や人格を尊重する。
- セクハラ行為等は、受け手が不快に感じるかどうかの基本である。
- お互いの言動について指摘し合える雰囲気をつくる。
- 生徒、保護者が相談しやすい環境をつくる。

5 実際の活動での効果的な指導に向けて

(1) 生徒への説明と理解に基づく指導の実施

- 活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒が理解できるよう適切に伝える。
- 指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実により、練習の中で、「誰が」「何を」「いつ」「どこで」「なぜ（どのような目的で）」「どのように行えばよいのか」等を理解させ、顧問教師と生徒との信頼関係を築いていく。

(2) 生徒の心理面を考慮した肯定的な指導

- 生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導も工夫する。
- 生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導や、場面によっては叱ること等を適切に行い、顧問教師の感情により指導内容や方法が左右されないよう注意する。

(3) 生徒の細かい状況の把握、適切なフォローを加えた指導

- 個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声をかけて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握したりしながら指導する。
- キャプテンや部長である生徒は、心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意する。
- 生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には生徒へのフォローアップについても留意する。

(4) 上級生と下級生、生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

- 生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意する。

6 対外試合等への参加

(1) 対外試合の意味

対外試合は、同じ種目に打ち込んでいる他校の仲間との交流を深めるとともに、お互いに学びあう、評価しあうといった大切な意味をもっています。

また、個人とチームの到達点を知り、さらに高い目標に向かって努力する契機となるもので、部活動の内容を飛躍・発展させるものです。試合の勝ち負けにとらわれず、試合結果の全面的な分析により、様々の教訓を導き出し、チーム全体が前進していく大切な意味をもっています。

(2) 対外試合における留意点

- ☐ 学校の教育計画に基づくものであり、学業に支障がでないこと。また経費、遠征回数、距離、時間等に無理がないよう年間指導計画に位置づけ、精選する。
- ☐ 万全の安全対策をとるために、引率教員は原則として複数とする。
- ☐ 宿泊を伴う場合は引率教員の人数及び性別に配慮する。
- ☐ 対外試合に参加する場合は、あらかじめ必要事項を記載した実施届実施願を1週間前までに提出し、承認を受ける。

7 生徒に過度な負担をかけないために

(1) 科学的な指導内容・方法を積極的に取り入れる。

- 自分自身の実践・経験のみに基づく指導を行うのではなく、常に新しい知識や技術、指導方法を取り入れる必要がある。
- 各部の特性を踏まえた科学的、合理的な内容、指導方法を積極的に取り入れ、生徒が短時間に集中して取り組めるようにする。
- 生徒の発達段階を考慮し、肩・肘・腰・などの酷使によるスポーツ障害を防ぐよう、事故防止、安全確保に努める。

(2) 学校内外で、指導力向上のための研修や研究を行い、継続的に資質能力の向上を図る。

- 国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修や科学的な知見、研究成果等を積極的に活用する。
- 学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有したりしていくなど、指導方法について積極的な実践研究を行う。
- 当該種目の技術的な指導方法、ルールの習熟、審判力などを高める。
- 生徒の発達段階や成長による変化・心理・生理・栄養・休養・部のマネジメント・コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得していく。

8 適切な休養日等の設定

成長期の生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究を踏まえ、以下を基準とする。

ア．学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。

☆ 平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。土曜日、日曜日に大会に参加した場合、休養日を他の日に振り替える。公式戦以外の大会の参加については、過度の参加とならないよう慎重に判断し、精選すること。

☆ 週当たり 1 日の平日の休養日については、学校で一つの曜日に設定する。

イ．長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ．1 日の練習時間は、長くとも平日では朝の練習を含めて 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とする。ただし、練習試合等の場合は、校長に申請し、生徒の過度の負担にならないように十分に配慮する。

エ．練習時間は、次の表の通りとする。

朝の練習開始時刻		7 時 20 分以降とする。
放課後練習 下校時刻	① 4 月～ 9 月	18 時 00 分までに学校を出る。
	② 3 月, 10 月	17 時 30 分までに学校を出る。
	③ 11 月～ 2 月	17 時 00 分までに学校を出る。

オ．定期考査前の練習については、5 日前から休みとすること。ただし、定期考査前後の大会に参加する場合は、校長の許可を得て、1 時間以内で練習することができる。

カ．ノー部活デーの実施について、教育委員会は市広報に、学校は学校だより等で保護者に周知する。

[参考文献]

「みんなでつくる運動部活動」(文部省)

「スポーツ部活動ハンドブック」(大修館書店)

「No! 体罰」(兵庫県教育委員会)

いきいき運動部活動(4訂版)

(兵庫県教育委員会 平成30年9月)

いきいき運動部活動にかかるQ&A

(兵庫県教育委員会 平成30年9月)

「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」

(文部科学省 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議)

運動部活動での指導のガイドライン

(文部科学省 平成25年5月)

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

(スポーツ庁 平成30年3月)

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン FAQ

(スポーツ庁 平成30年6月)

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

(文化庁 平成30年12月)

文化部活動の在り方に関する方針

(兵庫県教育委員会 平成31年3月)

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) (概要版)

【子どもの権利】

『生きる権利』『育つ権利』『守られる権利』『参加する権利』

(一般原則)

- ・生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることができる。
- ・子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える。
- ・子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。
- ・差別の禁止(差別のないこと)
すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

【子どもの権利条約】 抜粋

『生きる権利』『育つ権利』

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

『守られる権利』

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

『参加する権利』

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

